

(趣 旨)

第1条 この内規は、群馬大学医学部附属病院臨床倫理委員会専門委員会内規第9条第2項に基づき、臨床倫理コンサルテーションチーム（以下「コンサルテーションチーム」という。）に関し必要な事項を定める。

(業 務)

第2条 コンサルテーションチームは、臨床医療の場面において、迅速な判断を要する倫理的な事案、価値判断を要する事案及び倫理的意思決定が困難な事案（以下「臨床倫理的課題」という。）について、検討依頼を受け、多職種で諸問題を共有し、検討を行った上で、適宜助言を行うものとする。なお、必要に応じて、群馬大学医学部附属病院臨床倫理委員会専門委員会（以下「委員会」という。）での審議を求めるものとする。コンサルテーションチームは定期的に院内の巡回を行い、臨床医療の現場に潜在する臨床倫理的課題の収集を行う。

(組 織)

第3条 コンサルテーションチームは、次の各号に掲げる構成員で組織する。

- (1) チームリーダー 1人以上
- (2) 医療の質・安全管理部から選出された者 1人以上
- (3) 先端医療開発センター倫理支援オフィス部から選出された者 1人以上
- (4) 精神科神経科から選出された医師 1人以上
- (5) 患者支援センターから選出されたソーシャルワーカー 若干人
- (6) 緩和ケアセンターから選出された者 1人以上
- (7) 医師 若干人
- (8) 看護師 若干人
- (9) 薬剤師 1人以上
- (10) 公認心理師の資格を持った者 1人以上
- (11) 事務職員 若干人
- (12) その他チームリーダーが必要と認めた者 若干人

2 チームリーダーは、委員会委員長の名指により、委員会の委員の者をもって充てる。

3 構成員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(チームリーダー)

第4条 チームリーダーは、コンサルテーションチームの活動を総括する。

2 チームリーダーは、臨床倫理的課題ごとに、前条第1項各号の構成員から当該事案に対応する構成員を指名する。

(相談手続)

第5条 臨床倫理的課題に関して相談を希望する者は、先端医療開発センター倫理支援オフィス部に申請するものとする。なお、申請する者は別紙様式に必要な事項を記入する。

(会議)

第6条 コンサルテーションチームの円滑な運営を図るため、会議を置く。

- 2 会議は、第3条第1項各号に掲げる構成員をもって組織する。
- 3 会議に議長を置き、審議事項に係るコンサルテーションチームのチームリーダーをもって充てる。
- 4 議長は、会議を招集する。
- 5 議長に事故あるときは、議長があらかじめ指名した構成員がその職務を代行する。
- 6 議長が必要と認めたときは、構成員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

(審議事項)

第7条 会議は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 附属病院内で発生する臨床倫理的課題のうち、コンサルテーションチームの支援を必要とするもの。
- (2) 診療における意思決定支援において、コンサルテーションチームの助言を必要とするもの。
- (3) その他コンサルテーションチームの運営に関すること。

(委員会への報告)

第8条 コンサルテーションチームは、協議内容及び結果を委員会に報告する。

(守秘義務)

第9条 コンサルテーションチームの構成員は、依頼者の心理的・社会的状況に対する配慮及び個人情報等、プライバシーの保護を行う。コンサルテーションチームを退いた後も同様とする。

(事務)

第10条 コンサルテーションチームの事務は、先端医療開発センター倫理支援オフィス部及び昭和地区事務部総務課において処理する。

(雑 則)

第11条 この内規に定めるもののほか、コンサルテーションチームの運営に関し必要な事項がある場合は、委員会と協議の上、別に定める。

(内規の改廃)

第12条 この内規の改廃は、病院運営会議の議を経て、病院長が行う。ただし、法令等に 基づく条文の整備又は所掌事務を遂行するために必要な改正、その他軽微な改正に関しては、会議への付議を省略することができる。

附 則

- 1 この内規は、令和6年9月1日から施行する。
- 2 この内規施行後、最初に選出される第3条第1項各号の構成員の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、令和7年3月31日までとする。